

平成30年第1回(3月)三郷町議会  
定例会・会議録(第1号)

招 集 年 月 日	平 成 3 0 年 3 月 6 日																						
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場																						
開 (開 議)	平成30年3月6日 午前9時29分宣告(第1日目)																						
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1番 神 崎 静 代</td> <td>2番 久 保 安 正</td> </tr> <tr> <td>3番 南 真 紀</td> <td>4番 兼 平 雄 二 郎</td> </tr> <tr> <td>5番 先 山 哲 子</td> <td>6番 佐 野 英 史</td> </tr> <tr> <td>7番 木 谷 慎 一 郎</td> <td>8番 辰 己 圭 一</td> </tr> <tr> <td>9番 山 田 勝 男</td> <td>10番 伊 藤 勇 二</td> </tr> <tr> <td>11番 高 岡 進</td> <td>12番 下 村 修</td> </tr> <tr> <td>13番 深 木 健 宏</td> <td></td> </tr> </table>	1番 神 崎 静 代	2番 久 保 安 正	3番 南 真 紀	4番 兼 平 雄 二 郎	5番 先 山 哲 子	6番 佐 野 英 史	7番 木 谷 慎 一 郎	8番 辰 己 圭 一	9番 山 田 勝 男	10番 伊 藤 勇 二	11番 高 岡 進	12番 下 村 修	13番 深 木 健 宏									
1番 神 崎 静 代	2番 久 保 安 正																						
3番 南 真 紀	4番 兼 平 雄 二 郎																						
5番 先 山 哲 子	6番 佐 野 英 史																						
7番 木 谷 慎 一 郎	8番 辰 己 圭 一																						
9番 山 田 勝 男	10番 伊 藤 勇 二																						
11番 高 岡 進	12番 下 村 修																						
13番 深 木 健 宏																							
欠 席 議 員	な し																						
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>森 宏 範</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>梶 井 博 之</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>池 田 朝 博</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>加 地 義 之</td> </tr> <tr> <td>環 境 整 備 部 長</td> <td>西 村 敦 司</td> </tr> <tr> <td>健 康 福 祉 部 長</td> <td>大 西 孝 浩</td> </tr> <tr> <td>水 道 部 長</td> <td>酒 田 昌 和</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>窪 順 司</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>清 水 信 義</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>安 井 規 雄</td> </tr> <tr> <td>企 画 財 政 課 長</td> <td>辰 巳 政 行</td> </tr> </table>	町 長	森 宏 範	副 町 長	梶 井 博 之	教 育 長	池 田 朝 博	総 務 部 長	加 地 義 之	環 境 整 備 部 長	西 村 敦 司	健 康 福 祉 部 長	大 西 孝 浩	水 道 部 長	酒 田 昌 和	教 育 部 長	窪 順 司	会 計 管 理 者	清 水 信 義	総 務 課 長	安 井 規 雄	企 画 財 政 課 長	辰 巳 政 行
町 長	森 宏 範																						
副 町 長	梶 井 博 之																						
教 育 長	池 田 朝 博																						
総 務 部 長	加 地 義 之																						
環 境 整 備 部 長	西 村 敦 司																						
健 康 福 祉 部 長	大 西 孝 浩																						
水 道 部 長	酒 田 昌 和																						
教 育 部 長	窪 順 司																						
会 計 管 理 者	清 水 信 義																						
総 務 課 長	安 井 規 雄																						
企 画 財 政 課 長	辰 巳 政 行																						

行政委員	選挙管理委員会委員長 田 淵 友 一 公平委員会委員長 藤 原 佑 二 農業委員会副会長 岡 田 哲 夫
本会議の職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 大 内 美 香 議会事務局長補佐 小 村 雄 一
町長提出議案の題目	議案第 1 号 平成 2 9 年度三郷町一般会計補正予算（第 6 号） 議案第 2 号 平成 2 9 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号） 議案第 3 号 平成 2 9 年度三郷町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号） 議案第 4 号 平成 2 9 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号） 議案第 5 号 平成 2 9 年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 3 号） 議案第 6 号 平成 2 9 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） 議案第 7 号 平成 3 0 年度三郷町一般会計予算 議案第 8 号 平成 3 0 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 議案第 9 号 平成 3 0 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算 議案第 1 0 号 平成 3 0 年度三郷町国民健康保険特別会計予算 議案第 1 1 号 平成 3 0 年度三郷町介護保険特別会計予算 議案第 1 2 号 平成 3 0 年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算 議案第 1 3 号 平成 3 0 年度三郷町下水道事業会計予算 議案第 1 4 号 平成 3 0 年度三郷町水道事業会計予算 議案第 1 5 号 三郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について 議案第 1 6 号 三郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について 議案第 1 7 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 議案第 1 8 号 三郷町国民健康保険税条例の一部改正について 議案第 1 9 号 三郷町放課後児童クラブ条例の一部改正について 議案第 2 0 号 三郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について 議案第 2 1 号 三郷町子ども・子育て会議条例等の一部改正について 議案第 2 2 号 三郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について 議案第 2 3 号 三郷町介護保険条例の一部改正について 議案第 2 4 号 三郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

	<p>議案第 25 号 三郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>議案第 26 号 三郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>議案第 27 号 三郷町都市公園条例の一部改正について</p> <p>議案第 28 号 三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について</p> <p>議案第 29 号 三郷町立野汚水中継ポンプ場の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する協定の締結について</p> <p>議案第 30 号 「童謡のまち」宣言について</p> <p>報告第 1 号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について</p>
議員提出議案の題目	<p>発議第 1 号 三郷町議会委員会条例の一部改正について</p> <p>発議第 2 号 学校給食費への財政支援を求める意見書</p>
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 4 番 兼 平 雄二郎                      5 番 先 山 哲 子

平成30年第1回(3月)  
三郷町議会定例会議事日程(第1号)

平成30年3月6日  
午前9時29分開議

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1号 平成29年度三郷町一般会計補正予算(第6号)
- 第 4 議案第 2号 平成29年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 5 議案第 3号 平成29年度三郷町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 第 6 議案第 4号 平成29年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 第 7 議案第 5号 平成29年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 第 8 議案第 6号 平成29年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第 9 議案第 7号 平成30年度三郷町一般会計予算
- 第10 議案第 8号 平成30年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第11 議案第 9号 平成30年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算
- 第12 議案第10号 平成30年度三郷町国民健康保険特別会計予算
- 第13 議案第11号 平成30年度三郷町介護保険特別会計予算
- 第14 議案第12号 平成30年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算
- 第15 議案第13号 平成30年度三郷町下水道事業会計予算
- 第16 議案第14号 平成30年度三郷町水道事業会計予算
- 第17 議案第15号 三郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について
- 第18 議案第16号 三郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について
- 第19 議案第17号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第20 議案第18号 三郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第21 議案第19号 三郷町放課後児童クラブ条例の一部改正について

- 第 2 2 議案第 2 0 号 三郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 第 2 3 議案第 2 1 号 三郷町子ども・子育て会議条例等の一部改正について
- 第 2 4 議案第 2 2 号 三郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第 2 5 議案第 2 3 号 三郷町介護保険条例の一部改正について
- 第 2 6 議案第 2 4 号 三郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 2 7 議案第 2 5 号 三郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 2 8 議案第 2 6 号 三郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 2 9 議案第 2 7 号 三郷町都市公園条例の一部改正について
- 第 3 0 議案第 2 8 号 三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第 3 1 議案第 2 9 号 三郷町立野汚水中継ポンプ場の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する協定の締結について
- 第 3 2 議案第 3 0 号 「童謡のまち」宣言について
- 第 3 3 報告第 1 号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
- 第 3 4 提案理由の説明
- 第 3 5 発議第 1 号 三郷町議会委員会条例の一部改正について
- 第 3 6 発議第 2 号 学校給食費への財政支援を求める意見書
- 第 3 7 一般質問

開 会 午前 9時29分

〔開会宣告〕

議長（深木健宏） 皆さん、おはようございます。

それでは、地方自治法第113条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより、平成30年第1回三郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長（深木健宏） 町長から招集の挨拶がございます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 皆様、おはようございます。

本日、三郷町告示第6号によりまして、平成30年第1回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします議案は、議決案件30件、報告案件1件の計31件であります。

どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

議長（深木健宏） 日程に入ります前に、三郷町議会会議規則第129条の規定において、辰己圭一議員から資質向上に資するため、研修会参加の申請がありましたので、報告いたします。

内容につきましては、平成30年3月29日木曜日に福岡県博多で開催されます、講師、元広島県廿日市市副市長川本達志氏、テーマ「防災、減災と議員の役割」についてであります。

辰己議員から研修報告につきましては、次回定例会の日程において報告をいただきますので、よろしく願いいたします。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（深木健宏） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第127条の規定により、4番、兼平雄二郎議員、5番、先山哲子議員を指名します。

〔会期の決定〕

議長（深木健宏） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの11日間にした  
いと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(深木健宏)** 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月16日ま  
での11日間に決定しました。

[議案朗読]

**議長(深木健宏)** 次に、日程第3、「議案第1号、平成29年度三郷町一般会計補  
正予算(第6号)」から日程第33、「報告第1号、損害賠償の額の決定に係る  
専決処分の報告について」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

**議会事務局長補佐(小村雄一)** 朗読いたします。

日程第 3 議案第 1号 平成29年度三郷町一般会計補正予算(第6号)

日程第 4 議案第 2号 平成29年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会  
計補正予算(第2号)

日程第 5 議案第 3号 平成29年度三郷町下水道事業特別会計補正予算  
(第4号)

日程第 6 議案第 4号 平成29年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算  
(第4号)

日程第 7 議案第 5号 平成29年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第  
3号)

日程第 8 議案第 6号 平成29年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予  
算(第2号)

日程第 9 議案第 7号 平成30年度三郷町一般会計予算

日程第10 議案第 8号 平成30年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会  
計予算

日程第11 議案第 9号 平成30年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算

日程第12 議案第10号 平成30年度三郷町国民健康保険特別会計予算

日程第13 議案第11号 平成30年度三郷町介護保険特別会計予算

日程第14 議案第12号 平成30年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算

日程第15 議案第13号 平成30年度三郷町下水道事業会計予算

日程第16 議案第14号 平成30年度三郷町水道事業会計予算

日程第17 議案第15号 三郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の

- 基準等に関する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 1 6 号 三郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号 三郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 三郷町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 三郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 三郷町子ども・子育て会議条例等の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 三郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 三郷町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 三郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 三郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 三郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 三郷町都市公園条例の一部改正について
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 三郷町立野污水中継ポンプ場の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する協定の締結について



日程第 3 2 議案第 3 0 号 「童謡のまち」宣言について

日程第 3 3 報告第 1 号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について  
以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（深木健宏） 日程第 3 4、ただいまの朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました各議案の説明に入ります前に、平成 3 0 年度予算編成方針について私の所信を申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと思います。

国内の経済情勢は、GDP が名目・実質とも増加するとともに、企業収益も過去最高を記録し、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境は大きく改善しています。また、経済の好循環が進展し、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど、民需を中心とした景気回復が見込まれているところであります。

このような中、国におきましては、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本に、生産性革命と人づくり革命を両輪として、新しい経済政策パッケージを推進し、一億総活躍社会の実現に向け、「新・三本の矢」として、戦後最大の名目 GDP 6 0 0 兆円、希望出生率 1. 8、介護離職ゼロを一体的に推進することで、成長と分配の好循環を確立し、日本経済全体の持続的拡大均衡を目指すこととしております。

このような情勢の中、本町におきましても、町民の皆様が、安全で安心して暮らせる住みよいまちづくりを目指して、町政を推進しているところであります。

改めて平成 2 9 年度を振り返りますと、長年の課題でありました中学校の建替事業に着手することができ、また、学童保育の充実、教育 ICT の推進、防犯カメラの設置、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方ができる奈良サテライトオフィス 3 5 の運営など、議員各位の多大なるご理解とご協力のもと、一步ずつ着実に各種事業を進めることができました。

新年度におきましても、三郷町をよりすばらしい町にしていきたいという強い思いを胸に、「輝きと安らぎのあるまち」のさらなる発展と、「住んで良し」「働いて良し」「訪れて良し」、そして「学んで良し」と思われる「まち」を目指して、防災対策を初め、子育て支援の充実、雇用の創出、生活環境対策、健康福祉対策、教育振興、文化振興など、喫緊の諸課題をさまざまな角度から精査し、き

め細やかに、かつ、スピーディーに各施策を進めてまいりたいと考えております。

このことを踏まえ、編成いたしました平成30年度一般会計予算の規模は、9億4,000万円、前年度比9億7,000万円、9.3%の減となったものであります。

それでは、これより新年度予算における主要な施策の内容について、ご説明申し上げます、議員各位のご理解を賜りたいと思います。

まず初めに、投資的予算として過去最大の事業となります中学校の建替事業であります。

平成27年度に基本計画を策定し、議員各位を初め、関係各位の多大なご協力によりまして、平成29年度に着手することができました。工事も順調に進捗していることから、当初の計画どおり、平成31年2月の竣工を目指し、工事費や備品購入予算を計上いたしました。

続きまして、防災対策であります。

昨年10月に発生した台風21号による大雨の影響により、本町においても甚大な被害が発生いたしました。そこで、今後の災害対策として、台風などの雨水による浸水被害を最小限にとどめるため、溢水対策の調査経費を計上いたしました。

また、この災害の教訓も踏まえ、平成25年度に修正した地域防災計画を全面的に見直すこととし、危機管理指針・計画の作成の経費を計上するとともに、災害時に避難所となる学校給食センターにおきまして、住民参加型の実践的な訓練を実施する経費を計上いたしました。

次に、子育て支援の充実といたしまして、子育てワンストップ施策の実現のため、子育て家庭や妊産婦が安心して教育・保育施設を初め、子育て支援事業や関係機関を円滑に利用できるように組織改編を行い、本年4月からスタートさせるための体制を整備いたしました。

また、子育てしやすいまちづくりや働き方改革を推進し、定住化を促進するため、保育料の第2子目以降の無償化を実施することといたしました。

次に、地方創生による雇用の創出を念頭に、C R C 構想及びテレワークのさらなる推進に向けて、「奈良サテライトオフィス35」の運営経費を計上いたしました。

また、耕作放棄地の再生や農業の担い手の確保、女性・高齢者等の雇用促進な

ど、農業を主体とした地域活性化に向けた取り組みに対する関連予算も計上いたしました。

次に、生活環境対策であります。

町民の皆様の生命や財産を守る上で必要不可欠な防犯設備として、平成28年度から町内各所へ防犯カメラを設置しておりますが、本年度につきましては、三郷駅前駐輪場の防犯カメラを更新することといたしました。

また、地域における自主的な防犯活動として、防犯カメラを設置していただける自治会や自主防犯組織等に対しましても、設置費用の一部を補助する経費をあわせて計上いたしました。

また、犯罪被害者等の被害の早期回復と軽減を図るため、犯罪被害者支援条例を昨年12月議会でご審議賜り、可決いただきましたが、その支援のための費用を計上いたしました。

続きまして、健康福祉対策であります。

私立保育園における保育士の業務負担を軽減するため、ICT化推進事業や事故防止等のための防犯カメラの導入費用を助成する経費を計上いたしました。

また、女性の働き方改革を推進するため、女性の就労を推進・支援するためのセミナーなどを開催するとともに、出産後の母子の生活リズムと心身の安定を図るため、ショートステイやデイケアなどを実施する産後ケア事業に対する経費を計上いたしました。

次に、高齢者の健康で充実した生活実現を目指し、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の間である、いわゆるフレイルをチェックする検診を社会福祉協議会と連携しながら、地域に出向いて実施することとし、その判定ツールとして体組成計を新たに購入する費用を計上いたしました。

続きまして、観光振興対策であります。

昨年から本町と香芝市、王寺町、大阪府柏原市の2市2町で地方創生推進交付金を活用し、広域連携事業として、計画的に進めております龍田古道を観光ルートとして整備するとともに、本年度は、柏原市と連携し、大和と河内をつなぐ交通の要所として龍田古道を中心に、亀の瀬・水運・鉄道と古代から近代に至るまでの人々の交通体系をテーマに掲げ、日本遺産への登録を目指すものであります。

続きまして、教育振興であります。子ども達の熱中症対策や授業に集中できる環境を整えるため、本年度は両小学校に空調設備を導入するための設計業務費用

を計上いたしました。

また、子ども達の情報活用能力を育成するため、ICT教育環境の整備として3年計画で進めておりますが、本年度が最終年度となることから、引き続き、タブレットや電子黒板等の購入費用を計上するとともに、教育ICTのさらなる充実と情報セキュリティの向上を図るため、小中学校の無線LANを初めとするネットワーク環境の整備と機器導入のための経費を計上いたしました。

これらICT教育環境の整備を行いながら、小学校から中学校に進学する際の、大きな環境変化による、いわゆる中1ギャップの課題などに対応するため、義務教育の9年間をかけて、子ども達の心身の発達に応じて一貫した教育を実施するため、小学校と中学校が連携して、ICTを活用した小中一貫教育による効果を検討してまいります。

次に、文化振興であります。

本町には、童謡「きらきらぼし」の日本語詞で有名な武鹿悦子先生が在住されています。この童謡は、本町の誇るべき文化的財産であることから、本年4月に「童謡のまち」宣言を行い、文化の風薫るまちとして、町民の皆様にもしっかり根づくよう、さまざまな事業を展開する経費を計上いたしました。

また、昨年、一昨年と大変好評をいただきました、龍田大社での風音祭を、本年度においても実施するための経費を計上したところであります。

続きまして、特別会計について説明申し上げます。

まず、住宅新築資金等貸付事業特別会計予算であります。1,439万2,000円で、前年度比32.0%の減とするものであります。平成17年度から奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合において、事務処理の効率化を図り、本事業の貸付金回収を進めているところでありますが、今後も同組合と連携し、回収の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、し尿浄化槽管理特別会計予算であります。292万2,000円で、前年度比85.1%の減とするものであります。公共下水道が未整備となっている三室地区の一部と新惣持寺地区の浄化槽管理に係る予算を計上したものであります。

次に、国民健康保険特別会計予算であります。26億3,672万8,000円で、前年度比12.9%の減とするものであります。本年度からの県単位化に伴い、予算編成が大幅な変更となりましたが、今後も増加する医療費に対応で

きるよう、予防保健の充実を図りつつ本会計の安定運営に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、介護保険特別会計予算であります。介護事業として20億972万8,000円、また、サービス事業として567万7,000円の合わせて20億1,540万5,000円で、前年度比8.8%の増とするものであります。誰もが住みなれた町で、介護サービスが受けられ、安心して暮らせるよう、介護給付及び介護予防事業を引き続き実施してまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算であります。3億6,804万7,000円で、前年度比9.4%の増とするものであります。医療保険制度の状況を注視しつつ、奈良県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、今後も適正な事務の運営に努めてまいります。

次に、下水道事業会計についてであります。

本年度から企業会計に移行することから、大幅な組みかえを行い、予算編成いたしました。

まず、収益的収入といたしまして、下水道使用料収益などで6億5,304万1,000円を、収益的支出といたしまして、人件費、施設の維持管理費などの経費として、6億5,850万2,000円を計上いたしました。

次に、資本的収入といたしまして、分担金、他会計補助金などで、総額4億7,514万8,000円を、資本的支出といたしまして、建設改良費などで3億9,020万円を計上したところで、勢野東、勢野西地区で整備事業を実施するとともに、管路の長寿命化対策等を行い、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図ってまいります。

最後に、水道事業会計についてであります。

まず、収益的収入といたしまして、給水収益では水道料金の改定に伴い、6億3,339万2,000円を、収益的支出では、人件費を初め、県営水道受水費など経常的に必要な経費として、7億1,212万9,000円を計上いたしました。

次に、資本的収入といたしましては、給水分担金、配水管布設替工事負担金などで、2億5,616万2,000円を、資本的支出といたしましては、建設改良費、企業債償還金などで、4億2,464万9,000円を計上いたしました。

今年度は基本計画の5年目となります。県営水道の受水量を100%に移行と

いう新たな局面を迎え、基本理念である「安心と安全で未来へつなぐ三郷の水」の実現に向けて、適切に事業を実施してまいります。

以上が平成30年度予算の概要であります。

それでは、ここからは、新年度予算関係以外の議案等に関しまして、順を追ってご説明申し上げます。

まず初めに、「議案第1号、平成29年度三郷町一般会計補正予算（第6号）」についてであります。

既決予算に2億8,817万3,000円を追加し、補正後の予算総額を10億9,799万6,000円とするものであります。

まず、歳出から主な内容を申し上げますと、総務費では本年4月からの組織改編により、住民情報システムにおいて、部署追加やアクセス権限の変更等の環境整備が必要となることから、情報管理費で340万2,000円を計上するものであります。

また、臨時福祉給付金事業が本年度で全て完了し、国庫補助金の精算に伴う返還金が確定したことから諸費で18万円を計上するものであります。

また、昨年9月議会におきまして、国庫補助金を活用して、マイナンバーカードや住民票に旧姓の併記等を可能にするためのシステム改修費を計上させていただいたところですが、このたび国庫補助金の額が確定したことから、戸籍住民基本台帳費で、423万9,000円を減額するものであります。

次に、民生費では、今年度のふるさと寄附金で、社会福祉振興事業への活用を希望された方の寄附金を社会福祉振興基金へ積み立てるため、社会福祉総務費で29万9,000円を、また、後ほど説明いたします国民健康保険特別会計の補正に伴う繰出金といたしまして、345万2,000円を追加するものであります。

また、同じく後ほど説明いたします介護保険特別会計の補正に伴う繰出金といたしまして、老人福祉総務費で733万4,000円を追加するものであります。

次に、自立支援医療費におきまして、支給申請が当初の見込みを上回ったことから、障害者（児）福祉費で1,640万円を追加するものであります。

続きまして、商工費におきましても、今年度のふるさと寄附金で観光施設整備事業への活用を希望された寄附金を「町長におまかせ」分を合わせまして、観光施設整備基金へ積み立てるため、観光費で52万4,000円を計上するもので

あります。

続きまして、土木費では、後ほど説明いたします住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正に伴う繰出金といたしまして、住宅管理費で304万8,000円を追加するものであります。

次に、消防費では、火災出動に加え、行方不明者の捜索や台風21号による災害出動により、消防団員出動にかかる費用弁償が当初の見込みを上回ったことから、非常備消防費で99万4,000円を追加するものであります。

続きまして、教育費におきましても、今年度のふるさと寄附金で、教育振興事業への活用を希望された寄附金45万9,000円を事務局費で、また、文化振興事業への活用を希望された寄附金と「町長におまかせ」分を合わせまして社会教育総務費で58万4,000円を、それぞれ各基金へ積み立てるため計上するものであります。

一方、歳入では、歳出で説明いたしました自立支援医療費の増額に伴い、国庫負担金で820万円を、県負担金で410万円を、それぞれ増額するものであります。

また、中学校建替事業に伴い、太陽光発電等に追加交付が決定したことから、国庫補助金で933万1,000円を増額する一方、住民基本台帳システム改修に伴う国庫補助の額が確定したことから、423万9,000円を減額するものであります。また、ふるさと寄附金の実績に基づき、一般寄附金で186万6,000円を追加するものであります。

次に、本年4月から下水道事業特別会計が企業会計に移行することから、下水処理施設管理基金の2億5,491万5,000円を下水道事業特別会計繰入金として計上するものであります。

次に、町債としまして、社会資本総合整備事業に伴う道路舗装修繕を、起債対象事業に振りかえたことから、土木債で680万円を、また、中学校建替事業に伴う消防団屯所の整備に係る起債対象事業費が増加したことから、消防債で720万円を計上するものであります。

なお、今回の補正予算に係る財源を充当後、財政調整基金積立金を増額し、収支を合わせるものであります。

次に、繰越明許費であります。中学校建替事業におきまして、本年度は工事の前払い金のみ支出であったことから、残額の11億3,460万4,000

円を翌年度へ繰り越すものであります。

また、地域し尿処理施設災害復旧事業におきまして、昨年の台風21号で被害を受けました立野地域し尿処理場の災害復旧に伴う調査設計委託業務について、将来同施設を台風等の豪雨に対応するための雨水を貯留する防災施設としての活用も検討しており、年度内の完了が困難であるため、全額の900万円を翌年度へ繰り越すものであります。

また、同じく台風21号で被害を受けましたウォーターパーク災害復旧事業におきましても、流水プールの起流ポンプの取替え工事につきまして、ポンプが特注品となることから、年度内の完了が困難であるため、669万1,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

続きまして、「議案第2号、平成29年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

歳入歳出の予算総額に変更はありませんが、住宅新築資金等貸付金の一部が、回収不能と判断され、償還不能債権の移管を受けました。これに伴い、回収不能額の4分の3は補助金で補填されることから、県補助金で913万2,000円を計上するものであります。

なお、回収不能額の残額304万8,000円は、一般会計から繰り入れるとともに、組合返戻金を1,218万円、減額するものであります。

続きまして、「議案第3号、平成29年度三郷町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」についてであります。

既決予算に1億7,785万3,000円を追加し、補正後の予算総額を11億1,551万9,000円とするものであります。

内容といたしましては、本年4月から本特別会計が企業会計に移行することから、下水処理施設管理基金積立金の2億5,491万5,000円を一般会計繰出金として下水道総務費で計上するものであります。

また、昨年の台風21号で被害を受けました立野汚水中継ポンプ場の災害復旧事業における事業費が確定したことから、土木施設災害復旧費で7,706万2,000円を減額するものであります。

次に、歳入では、補助金の確定に伴い、国庫補助金で9,411万2,000円、下水処理施設管理基金繰入金で2億1,794万1,000円をそれぞれ増額する一方で、町債で1億3,420万円を減額するものであります。



次に、繰越明許費であります。立野汚水中継ポンプ場の災害復旧費におきまして、補助金の確定に時間を要したため工事着手が遅延し、年度内の竣工が困難となったことから、災害復旧費で9,503万8,000円を翌年度へ繰り越すものであります。

続きまして、「議案第4号、平成29年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」についてであります。

歳入歳出の予算総額に変更はありませんが、普通交付税に算入される財政安定化支援事業に係る金額が確定し、当初よりも増額となったことから、増額分の345万2,000円を一般会計から繰り入れるとともに、財政調整基金繰入金と同額、減額するものであります。

続きまして、「議案第5号、平成29年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

既決予算に4,277万3,000円を追加し、補正後の予算総額を19億2,678万6,000円とするものであります。

内容といたしまして、保険給付事業におきまして、各サービスの利用がそれぞれ増減したことから、介護サービス等諸費で6,446万5,000円、その他諸費で11万円、高額介護サービス等費で159万3,000円をそれぞれ増額する一方、介護予防サービス等諸費で408万4,000円、特定入所者介護サービス等費で535万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

また、地域支援事業におきまして、サービス等の利用が増加したことなどに伴い、包括的支援事業費で15万9,000円、介護予防・生活支援サービス事業費で169万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

一方、歳入では、保険給付費の増減に伴い、国庫負担金で1,030万2,000円、支払基金交付金で1,588万4,000円、県負担金で813万4,000円、また、地域支援事業費の増額に伴い、国庫補助金で40万1,000円、支払基金交付金で47万5,000円、県補助金で24万3,000円、一般会計繰入金で733万4,000円をそれぞれ増額するとともに、歳出の基金積立金で1,581万2,000円を減額することで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第6号、平成29年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

既決予算に34万円を追加し、補正後の予算総額を3億3,836万5,000円とするものであります。

内容といたしまして、人間ドック受診者の申請が当初の見込みを上回ることから、歳出では保健衛生普及費で、歳入では広域連合からの健康増進等事業補助として雑入で、それぞれ34万円を追加するものであります。

続きまして、「議案第15号、三郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について」であります。

本条例の制定につきましては、国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴い行うものであります。

内容としましては、本年4月1日から居宅介護事業の指定権限が都道府県から市町村に権限移譲されることに伴い、国の基準にあわせて当該事業の人員及び運営に関する基準を定め、同日から施行するものであります。

続きまして、「議案第16号、三郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、平成30年度から本町の組織体制を改編し、私立幼稚園就園奨励費関係事務が教育委員会部局から町長部局に移行することに伴い、本条例の別表で定める個人番号取扱事務を改正し、本年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第17号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴うものであります。

内容としましては、非常勤職員の育児休業について、特別な事情がある場合には、例外的に2歳に達するまで休業とできるよう所要の改正を行い、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第18号、三郷町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、本年4月1日から国民健康保険制度が県単位化されることに伴うものであります。

内容としましては、本町が奈良県に対して支出する国民健康保険事業費納付金

の財源として徴収する国民健康保険税について、課税額の算出方法を改定し、同日から施行するものであります。

続きまして、「議案第19号、三郷町放課後児童クラブ条例の一部改正について」及び「議案第20号、三郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」であります。

これらの議案につきましては、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

これらの条例改正につきましては、平成30年度から本町の組織体制を改編し、放課後児童クラブ関係業務が教育委員会部局から町長部局に移行することに伴い、条文に所要の改正を行い本年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第21号、三郷町子ども・子育て会議条例等の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましても、同じく平成30年度から本町の組織体制を改編することに伴うものであります。内容としましては、三郷町子ども・子育て会議条例及び三郷町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例の規定中、庶務を担当する部署を改正し、本年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第22号、三郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴うものであります。

内容としましては、国民健康保険法の規定により住所地特例を受ける被保険者が後期高齢者医療制度に加入した場合において、当該住所地特例の適用を引き継ぐよう改正を行い、本年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第23号、三郷町介護保険条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、第7期介護保険事業計画の策定に伴うものであります。

内容としましては、平成30年度から平成32年度までの3年間における保険料について、基準額を月額5,430円とするなどの改定を行うほか、介護保険法の改正に伴うその他所要の改正を行い、本年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第24号、三郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、国の基準の改正に合わせて、共生型サービスを実施し、障害福祉サービスから介護保険サービスへの速やかな移行を図るため、所要の改正を行い、本年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第25号、三郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましても、国の基準の改正に合わせて、共生型サービスを実施し、障害福祉サービスから介護保険サービスへの速やかな移行を図るとともに、介護医療院の新設、地域密着型サービス事業所における人員配置要件の緩和等に係る所要の改正を行い、本年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第26号、三郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましても、国の基準の改正に合わせ、身体的拘束等の適正化を図るための運営基準の見直し及び介護医療院の新設に伴う所要の改正を行い、本年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第27号、三郷町都市公園条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、都市公園法の改正に伴うものであります。

内容としましては、都市公園内の運動施設の設置基準が条例委任されたことから、国の参酌基準に合わせて所要の改正を行い、本年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第28号、三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴うものであります。

内容としましては、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額について、当該消防団員等に扶養親族がある場合における加算額の改定を行い、本年

4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第29号、三郷町立野汚水中継ポンプ場の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する協定の締結について」であります。

本案につきましては、昨年10月に発生した台風21号により、同ポンプ場が浸水被害を受け、機能が停止したことから、災害協定に基づき日本下水道事業団に災害復旧事業工事について協力要請をしたところであります。

本年1月にその復旧費用等が確定したことから、災害復旧事業に係る建設工事委託に関する協定を締結するものであります。

今回、随意契約によりまして、東京都文京区湯島2丁目31番27号、日本下水道事業団理事長、辻原俊博を相手方とし、消費税を含め、7,470万円で協定を締結するものであります。

続きまして、「議案第30号、「童謡のまち」宣言について」であります。

本案につきましては、冒頭の所信でも申し上げましたが、童謡「きらきらぼし」の日本語詞で有名な詩人武鹿悦子氏が本町在住であることを町内外に知っていただき、明日を担う子ども達の健やかな成長を、また大人にとっても豊かな感性を育むまちを目指し、本町を「童謡のまち」と名づけ、本年4月1日からこれを宣言するものであります。

宣言を記念して、4月には式典・コンサートを開催するとともに、平成30年度におきまして、さまざまな事業を予定しているところであります。

最後に、「報告第1号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」であります。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分した損害賠償の額の決定について、報告するものであります。

内容といたしましては、昨年11月7日に発生した公用車の物損事故に係る損害賠償で、13万1,760円の賠償金を支払うことで、示談が成立したものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。

慎重審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

**議長（深木健宏）** 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔提案理由の説明〕

**議長（深木健宏）** 日程第35、「発議第1号、三郷町議会委員会条例の一部改正に

ついて」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。2番、久保安正議員。

**2番（久保安正）（登壇）** 提案理由を述べます。

本条例の改正については、平成30年度から本町の組織体制が改編されることに伴うものであります。

改正内容としましては、現行の健康福祉部が住民福祉部に再編され、児童福祉・子育て支援等を担当することも未来創造部が新設されることから、これに合わせて当三郷町議会における文教厚生常任委員会の所管する部について所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日については、平成30年4月1日とするものであります。

以上です。

**議長（深木健宏）** 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔発議に対する質疑・討論・採決〕

**議長（深木健宏）** これより質疑に入ります。

質疑を終結します。

お諮りします。ただいまの発議第1号につきまして、三郷町議会会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、本会議において採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（深木健宏）** 異議なしと認めます。したがって、「発議第1号、三郷町議会委員会条例の一部改正について」は、委員会付託を省略し、本会議において採決することに決定しました。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

お諮りします。「発議第1号、三郷町議会委員会条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（深木健宏）** 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

〔議案朗読〕

**議長（深木健宏）** 日程第36、「発議第2号、学校給食費への財政支援を求める意見

書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一）朗読いたします。

発議第2号、平成30年3月6日、三郷町議会議長 深木健宏様。

学校給食費への財政支援を求める意見書。このことについて別紙のとおり提出いたします。

提出者 神崎静代。賛成者 久保安正、南 真紀。

学校給食は、学校給食法第1条に、「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすもの」「食育の推進を図ることを目的とする」と、その役割と目的が規定されています。食育基本法前文では、「食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付け」教育の一環としています。そして、日本国憲法第26条は、「義務教育はこれを無償とする」と明記しています。これらのことから、学校給食は教育の一環であり、無償とすべきです。

ところで、学校給食法は第11条で、「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする」としていますが、文部科学省は「学校給食法並びに同法施行令等の施行について」の中で、「これらの規定は経費の負担区分を明らかにしたもので、たとえば保護者の経済的負担の現状から見て、地方公共団体、学校法人その他の者が、児童の給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではない」との見解を示しています。

全国では、自治体の努力により平成29年9月現在、83市町村が給食を無償で提供しています。一部補助も含めると4分の1の自治体に広がっています。

この背景には子どもの貧困の広がりがあることは明らかです。栄養バランスのとれた温かくおいしい給食を家庭の経済状況にかかわらず提供することは、子どもの健やかな成長のために非常に重要であり、子育て支援にもなります。しかし、給食費無償化や一部補助は自治体財政を圧迫することから実施に踏み切れない市町村も少なくありません。

よって政府に対し、学校給食費の無償化を目指し、当面の政策として財政支援

を実施することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

2018年3月、奈良県三郷町議会

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長  
以上でございます。

〔提案理由の説明〕

**議長（深木健宏）** ただいまの朗読の発議第2号について、提案理由の説明を求めます。1番、神崎静代議員。

**1番（神崎静代）（登壇）** それでは、提案理由の説明をいたします。

意見書の冒頭に書いてありますように、学校給食法には学級給食の普及充実と食育の推進が定められており、適切な栄養摂取による健康増進や健全な食生活に対する判断力の養成など、給食は教育の一環として重要な役割を果たしています。憲法26条は、全ての国民の教育を受ける権利を保障し、義務教育の無償を明記しています。ですから、教育の一環である学校給食は、本来無償にすべきものです。

しかし、実際には、無償の内容は公立小中学校の授業料の不徴収と小中学校の教科書無償交付にとどまっています。学校給食法は、第11条で、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令が定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とするとしていますが、文部科学省は、学校給食法並びに同法施行令等の施行についての中で、これらの規定は経費の負担区分を明らかにしたもので、例えば保護者の経済的負担の状況から見て、地方公共団体、学校法人その他の者が児童の給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではない、との見解を示しています。

近年、子どもの貧困が広がり、さまざまな事情により朝食をとっていない子どもがいるなど成長期に十分な栄養が確保できないことが問題になる中、給食は子どもの食のセーフティーネットの役割も果たしています。

また、さらに貧困対策にとどまらず、少子化対策、子育て応援でもあります。国立社会保障・人口問題研究所が出生動向基本調査、結婚と出産に関する全国調査、これは大体5年ごとに行われておりますが、2015年に行われた調査によ



りますと、理想の子どもの数より予定の子どもの数が少ない理由について、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が断トツの1位です。三郷町の場合、給食費の月額幼稚園が3,900円、小学校が4,000円、中学校が4,200円です。子どもが2人いれば約8,000円、3人いれば1万2,000円です。この負担を減らすことは、極めて有効な少子化対策、子育て応援といえるのではないのでしょうか。

このように若い世代への子育て支援や地産地消などさまざまな観点から給食費を無償にしたり一部補助する市町村がふえており、全国の4分の1の自治体に広がっています。

しかし、給食費無償化や一部補助は、多額の費用が必要です。三郷町の場合、無償化を実施しようとするれば約9,000万円必要になります。このように給食費無償化や一部補助は、自治体財政を圧迫することから、実施に踏み切れない市町村も少なくありません。

そこで、国に対し学校給食の無償化を目指し当面の政策として財政支援を実施することを求める意見書を提案いたしました。学校給食費への財政支援を求める意見書は、全国の地方自治体から提出されており、昨年12月には、奈良県議会も「給食費無償化は、人件費や消費税、高騰する材料費などによって自治体財政を圧迫するなどの懸念が生じる可能性があり、解決すべき問題も多く実施に踏み切れない市町村も少なくありません。よって政府においては、財源確保を初め、当面の政策として財政支援の強化を求めます」という意見書が全会一致で可決されました。

以上が、提案の理由です。議員各位のご賛同をよろしくお願いをいたします。

**議長（深木健宏）** 以上で提案理由の説明を終結します。

〔審議日程及び委員会付託〕

**議長（深木健宏）** それでは、審議日程及び委員会付託については、先般の議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

**議会事務局長補佐（小村雄一）** 朗読いたします。（別紙1頁～9頁）

以上でございます。

**議長（深木健宏）** お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（深木健宏） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は、10時50分。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

議長（深木健宏） 休憩を解き、再開いたします。

〔一般質問〕

議長（深木健宏） 日程第37、一般質問を行います。

三郷町議会会議規則（質疑の回数）第55条、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができないと規定されています。また、（発言時間の制限）第56条の規定により、質問、答弁合わせて原則1時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第61条第3項の規定により通告順とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力のもと、運営が円滑にされますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、1番、神崎静代議員。一問一答方式で行います。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、1問目、学校給食費、第3子以降を無料にということについて、質問いたします。

先ほど、意見書のときに言った内容と重なったりはするんですけども、学校給食は、学校給食法、食育基本法に示されていますように、食事のあり方、栄養の知識、地域の食文化などを伝える教育の一環となっています。憲法26条、義務教育はこれを無償にするという、こういった法の精神に立てば、学校給食は本来無償にすべきです。

学校給食法は、第11条で学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、政令で定めるものは義務教育諸学校の設置者の負担とする。2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とするとしていますが、文部科学省は、学校給食法並びに同法施行令等の施行についての中で、これらの規定は、経費の負担区分を明らかにしたもので、例えば保護者の経済的負担の現状から見て、地方公共団体、学校法人その他の者が児童の給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではないとの見解を示して

います。

学校給食法が、昭和29年の6月に成立してまして、この解釈については、9月に通達として出されています。今、子どもの貧困が広がって栄養のバランスのとれた温かくおいしい給食を家庭の経済状況にかかわらず提供することは、子どもの健やかな成長にとって重要であり、子育て支援としても大いに意義のあることです。

そういったことから、これは昨年9月の時点の数字ですけれども、全国で83市町村が無償化をしています。一部補助も含めると約4分の1の自治体が実施をしています。三郷町も無償化に踏み出すべきだと思いますが、無償化には多額の費用がかかります。

そこで、まずは未就学児を含んだ中学生以下の子どもが3人以上いる世帯を対象とし、補助対象となる第3子以降の子どもが未就学児の場合は、公立小中学校に在籍している第1子もしくは第2子のうち低年齢の子どもから振りかえ、補助を行うというやり方から始めてはどうかと思いますけれども、町のお考えはいかがでしょうか。

**議長（深木健宏）** 窪教育部長。

**教育部長（窪 順司）（登壇）** それでは、神崎議員の1問目のご質問にお答えいたします。

給食費につきましては、無償化や一部補助等を実施している市町村があることから、文部科学省では、給食費の無償化に関する全国調査を平成28年11月に実施し、翌年8月に調査結果が公表されています。その調査結果によりますと「無償化していない」が73%で最も多く、次いで「一部補助している」が24%、「無償化している」がわずか3%であると報告されています。また県内では、黒滝村・野迫川村・上北山村の3村で給食費無償化を実施し、明日香村では多子世帯への一部補助を行っており、無償化及び一部補助を実施している自治体は、児童生徒数の少ない過疎地に多いのが現状であります。

こうした中、給食費の負担につきましては、学校給食法第11条第1項では、施設及び設備や運営に関する経費は設置者負担とし、それ以外の経費は保護者が負担することと規定されており、本町におきましては、小学校は月額4,000円、中学校は4,200円の給食費の負担を頂戴しているところであります。

そして、本町には、ご質問でありました中学校以下で3人以上の子どもがいる

世帯は220世帯ありますので、仮に、給食費の無償化を実施するには多額の予算を要することとなります。

また、本町における給食費は、生駒郡や北葛城郡内では最も低く、また生活困窮世帯には減免措置を講じるなど、保護者の負担軽減に努めているところでもあります。

以上のことから、本町といたしましては、給食費の無償化及び多子世帯への補助等につきましては、現在のところ考えておりません。

以上でございます。

**議長（深木健宏）** 再質問を許します。

**1番（神崎静代）（登壇）** 学校給食法のことにつきましては、先ほども申してまいますが、確かにそういうふう書いてますけれども、文部科学省が通達で出してる中では、それを禁ずるものではないと、先ほども言いましたようにそういった見解を示しています。ですから、これを根拠に全国で給食費の無償化とか一部補助をしているんだと思います。この点は、しっかりと押さえていただきたいと思えます。

先ほど、未就学児を含んだ中学生以下の子どもが3人以上いる世帯というのが、私がそれを提案したんですけれども、その世帯が220世帯ということになりますと、1,000万以上経費がかかるかなと思うんですけれども、私としてはこんなにたくさん対象者がいるというふうには思っていませんでした。

実は、この方法というのは、東京の葛飾区が実施をしているやり方です。葛飾区というのは、人口が44万人もいる大きな自治体です。そこの対象人数で考えたら、三郷町、倍いる計算になるんですね。ということは、今、この少子高齢化が問題になっている現在で、三郷町では子どもがたくさんいるということになって、子育て支援とか定住しやすい環境づくりが進んでいるということが言えるんじゃないかとも思います。

そこで、ちょっとお聞きするんですけども、小学校、中学校に同時に3人以上在籍しているという数は、どのくらいあるのかお願いします。

**議長（深木健宏）** 窪教育部長。

**教育部長（窪 順司）（登壇）** 失礼します。神崎議員の再質問にお答えいたします。

小中学校全世帯では1,210世帯ありまして、児童生徒数は1,795名となっております。そういった中、小学校から中学校までの間で3人以上いる世帯

につきましては、76世帯、233人となっております。そのうち3人目以降と  
いいますのが、81名というふうな数字となっております。

以上でございます。

**議長（深木健宏）** 再々質問を許します。

**1番（神崎静代）（登壇）** 76世帯で81人、ざっと計算しましたら三百数十万と  
いう計算かなと思います。一部補助をしている自治体の内容を見ますと、4分の  
1補助とか10分の1補助とか、3子以降には2分の1補助するとか、いろいろ  
なやり方をしています。

意見書の提案の理由のときにも言いましたけれども、理想の子どもの数より予  
定の子どもの数が少ない理由が、子育て・教育にお金がかかるというのが断トツ  
の1位だと言いましたけれども、率でいうと56.3%なんですね。これが理想  
の子どもは3人以上だけれどもそんなにたくさん持てないよという夫婦では、経  
済的理由を挙げている割合が上がりまして69.8%になっています。たくさん  
子どもを持っている世帯にとっては、やっぱりそういう経済負担が多いので、や  
っぱり子どもは2人ぐらいまでにしておこうかというところが理由になってるの  
かと思いますけれども、そういうことから言いましたら、たくさん子どもさん  
を持っている世帯に給食費の補助をするということは、有効な少子化対策、子育て  
支援になるのではないかと思います。

今のところ、そのことは考えてないとおっしゃいましたけれども、さっき文科  
省の調査の数をおっしゃいましたけれども、そのときに比べますと、私が持って  
いる資料だと、そのころに比べてやっぱり実施している自治体がふえているとい  
うことは、やっぱりそういう子育ての応援のことをやっていこうということがや  
っぱり広がっていったらと思うんですね。三郷町でも本当に子育て支援とい  
うことで頑張っているの、給食費の補助についても、これからの子育て支援と  
いう観点から町財政のことも考えながら、どんなやり方ならできるのかというこ  
とは、検討していく課題ではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

**議長（深木健宏）** 池田教育長。

**教育長（池田朝博）（登壇）** 神崎議員の再々質問にお答えをしていきたいと思  
います。

おっしゃってる意図は、十分理解はしているつもりでございますけれども、給食  
無償化に関しては、やはり大きく2点の問題があるんじゃないかなと私は思っ  
ております。

まず1点目ですけれども、やはり負担ができないご家庭に対しての支援。これに関しては、先ほど窪部長が回答を申し上げましたとおり、従前からの制度として要保護、準要保護の世帯、所得が極めて低いというところで負担しにくいご家庭に関しては、それなりの給食費の扶助ということで免除措置を講じさせていただいているというのが、まず1点。

あと、もう一つ大事なことは、やはり給食というのは食育という観点から、子ども達の食べるという行為に対しての学ぶ機会でもあろうかというふうに思います。その食べることの負担が少ないにこしたことはないわけですけれども、家庭であっても学校現場であっても、自分達が食べる食材というのは、大変貴重な物なんだということを子どもみずからも実感をしてもらうというのが、やはり給食の一つの役割ではないかというふうに思います。

三郷町では、議員各位もご存じのとおり、食育の一環として子ども達が自分達で田植えをして稲刈りをしたり、また、タマネギの栽培など、農業委員会の方々、ボランティアの方々のご協力をいただきながら、こんだけ大変な思いで我々の食材になってるんだということの教育ファームも実施をさせていただいております。そんな観点から、何もかもが全て無償、これにこしたことはないわけですけれども、やはり食のありがたさといいますか、そういう大切さを子どもみずからも十分感じ取ってもらうということが大事なのではないかなというふうに考えております。

子育て世帯の支援をするということで、その一環としての給食費無償ということもおっしゃいましたけれども、子育て支援の方策は、その自治体によっていろんな方策があると思います。先ほど来、話として出ておりますけれども、保育園の無償化というような話もあるわけで、そこの自治体にとってどういう方法が一番ふさわしいのかということ吟味した上で進めておるということでございますので、給食費の無償化に関しては、現在のところ考えてないというのが現状でございます。

以上でございます。

**議長（深木健宏）** 1問目の質問は、終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

1番、神崎静代議員。

**1番（神崎静代）（登壇）** では、2問目に移ります。

中学校の部活動の適切な休養日のあり方についてということです。

スポーツ庁は、1月16日、中学校の運動部活動に関する有識者会議を開き、休養日や練習時間などにかかわるガイドラインの骨子を示しました。

骨子では、平日と土日に各1日以上、計週2日以上の休養日を設定し、1日の活動時間は平日で2時間程度、休日では3時間程度にとどめることなどを提言しています。

骨子で示された休養日と練習時間の目安は、21年前、1997年に中学生、高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議がまとめた調査報告書の休養日等の設置例と同程度となっています。21年前にも同様の方針が示されましたが、定着しなかったという、この反省から、今回は各自治体の教育委員会や校長に対して、これらを参考にして活動方針を策定するようにと求めています。

部活動というのは、異年齢との交流の中で人間関係を築き、ともに目標を目指して頑張るといった活動でありまして、得がたい経験であり教育的な意義は大きいと思いますけれども、部活動は自主的な活動であり、長時間練習によるけがや故障、学業への悪影響などに加え、保護者の行き過ぎた期待や勧誘もあります。また、顧問を務める教員の長時間労働の一因ともなっています。

骨子は教員の負担を軽減するためとして、外部人材が指導する部活動指導員の配置を推進するよう求めています。この指導員制度は、今年度からスタートしており、学校外の大会の引率や部活の管理運営などを担います。来年度からの予算の3分の1は、国が補助する予定となっています。指導員の人選によっては、部活動の過熱化をもたらすのではないかとといった声もありますが、現在の教員の勤務実態は教員の命と健康にとっても看過できない深刻な事態となっていますので、この制度も活用すべきではないかと思えます。

ただ、これの部活動指導員の活用については、各学校現場の実情も踏まえ、保護者などの理解を得ながら教員間での話し合いなど、学校の主体性を大切にしながら、取り組むことが重要だと思います。

このガイドラインは、今年度内に正式に決定されますが、このガイドラインに沿って町はどのような取り組みを考えているのかお聞かせください。

**議長（深木健宏）** 窪教育部長。

**教育部長（窪 順司）**（登壇） 失礼します。それでは、神崎議員の2問目のご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、スポーツ庁は、本年1月16日に運動部活動のあり方に関す

る総合的なガイドライン骨子案を提示いたしました。この骨子案では、ご質問のとおり中学校段階の運動部活動について、1日の活動時間を平日は2時間程度、学期中の土日や長期休業中は3時間程度とし、学期中には1週間当たり2日以上の休養日を設け、少なくとも平日のうち1日と土日のどちらかは活動しないよう明記されております。

本町では、昨年4月より仮設校舎での学校生活が始まったことや、教職員の負担軽減のため、部活動の休養日を原則水曜日と日曜日の週2日に設定し、1日の活動時間も2時間程度で実施していることから、既にガイドラインに沿った運用がなされております。

次に、外部人材が指導する部活動指導員制度でございますが、全国的にも課題も山積しているのが現状であります。例えば、部活動へ参加する生徒には、競技力向上思考の生徒と単に運動を楽しみたい生徒に大きく2つに分かれます。そして、指導者によっては試合等に勝つことだけを目標に指導するようなクラブの場合、楽しく運動したい生徒は、練習が厳し過ぎてついていけず、部活動の意欲が薄れ途中でクラブをやめてしまうことも懸念され、生徒にストレスを与えてしまいます。

また部活動中の不測の事態に備えて顧問教師が部活動中は付き添うなどのことを考えますと、外部指導員の導入効果を検証する必要もあるかと思われれます。

このことから、部活動指導員制度を取り入れるには課題も多いことから、平成30年度からの導入は行わず、学校現場での検討期間やほかの先進事例などを十分に検証し、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（深木健宏）** 2問目の質問は終了しました。

1番、神崎静代議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、2番、久保安正議員。一問一答方式で行います。

**2番（久保安正）（登壇）** 生活保護基準の見直しの撤回をとということで質問をいたします。

政府は生活保護費について、一般低所得世帯の消費の実態に合わせるということで、食費や水光熱費等に当たる生活扶助費を今年の10月から3年かけて最大で5%、平均で1.8%、総額で210億円引き下げの方針を決定いたしました。生活保護を利用している世帯の67%が引き下げられます。



政府が言っている今回の引き下げの理由ですが、全世帯を10の所得階層に分けて、その最下位10%の層の消費水準と比較をしたところ、生活保護基準を見直し、引き下げるとなる。

つまり生活保護を受給していない低所得世帯の生活水準が下がっているのです、それに合わせて生活保護基準を引き下げるといふものであります。

日ごろ、政府はアベノミクスで景気はよくなっている。このように宣伝をしておりますが、それはうそで、日本社会は実は貧困と格差がどんどん広がっている。そのことを政府みずから認めたものです。私はそう思います。

もう1点、日本は生活保護の捕捉率、生活保護を受給できる人のうちで実際に生活保護を受けている人の割合、この捕捉率ですけれども、わずか2割から3割にとどまっています。生活保護基準以下で生活している人たちが七、八割もいるのです。

政府が政治の責任としてやるべきことは、その人たちの生活を支援する。生活保護を国民の権利として受給させるように努めることであるにもかかわらず、逆に生活に困窮しているその人たちを口実にして、生活保護基準を引き下げるといふ全くの本末転倒であります。

また、ひとり親世帯に支給する母子加算も約2万1,000円から1万7,000円に、平均2割削減。ゼロ歳児から2歳児に支給する児童養育加算も1万5,000円から1万円に減額となり、約28万人の生活保護世帯の子どもに影響が及びます。

生活保護本体の引き下げに加えての、このような減額は子どもの貧困対策にも逆行するものと言わなければなりません。

生活保護は、5年前の2013年にも最大で10%、平均6.5%、総額で890億円引き下げられており、今回と合わせると1,100億円の引き下げとなります。生活扶助基準の引き下げは、住民税、保険料、保育料、就学援助など多くの制度にも連動しており、生活保護を受給している世帯にとどまらず、低所得者対策など、住民生活に大きな影響が及びかねません。

住民福祉の増進に努めるのが仕事である自治体として、政府に生活保護基準見直しの撤回を求めるべきと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

また、もし、生活保護基準の見直しが実施された場合、それに伴い影響が生じる制度、生活保護基準額自体を参照とする制度、それから、住民税の課税非課税

で判定する制度、これらの制度について、影響が出てくるわけですが、どのように町として対応が必要と考えているのか、具体的にお答えをお願いいたします。

**議長（深木健宏）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** 失礼します。それでは久保議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、政府は、前回5年前の減額の見直しに続き、今回も生活保護給付額のうち食費などの生活費に充てる生活扶助費を、本年10月から3年間で、段階的に最大5%、平均で約1.8%、削減することを決定されました。

この生活保護給付額が引き下げられることにより、地方自治体が実施している施策・制度にも、その影響が及び、生活保護受給者のみならず、低所得者世帯にも大きな影響が及ぶのではとのことから、生活保護基準の見直しの撤回を求めるべきとのご質問であります。政府は、今回の見直し自体は、消費の実態と現行の扶助費の水準にばらつきがあったものを是正するもので、引き下げ自体を目的としたものではなく、前回のデフレを反映した引き下げとは違うとの見解を示されております。また、他の制度への影響についても、前回と同様、できる限り影響が及ばないよう対応することを基本とされております。

そのような中、審査会による低所得者の実態等、さまざまな検証結果を踏まえた上での見直しであり、本町といたしましては、生活保護基準見直しの撤回を求める考えはございません。

次に、生活保護基準見直しに伴い影響が生じる本町の制度への対応についてであります。生活保護基準自体を参照する代表的な制度であります、児童・生徒の就学援助制度につきましては、準要保護世帯の設定に際しましての所得額を、前回見直し前の平成24年12月末日現在において、適用している生活保護基準の1.3倍以下という要件で制定し、今後も継続する予定であることから、前回の見直し時と同様に、生活保護基準の引き下げがあった場合でも影響はないものと考えております。

また、個人住民税の課税・非課税の限度額であります。生活保護基準をもとに、前年の収入・所得と、扶養親族の数により個人住民税の課税・非課税が制定されますが、この判定が他の制度とも多く連動しており、個人住民税が非課税から課

税になることで、保育料の軽減や、高額療養費の自己負担額の軽減、また、本町の場合、75歳以上の高齢者への福祉タクシー券の交付など、これまでの助成や軽減措置が受けられなくなる可能性が生じることも考えられます。

しかしながら、政府の対応方針では、「生活保護費を10月から引き下げても、住民税は前年中の所得に対し課税されるため、影響が出るのは平成31年度以降」ということで、また、「生活保護基準を引き下げることで、他の施策に極力影響が及ばないよう、税制改正でその対応を検討したい」との見解を示されております。

なお、前回見直しの平成25年以降、非課税限度額の税制改正は行われておらず、課税・非課税の限度額には、影響していないのが現状であります。これにつきましては、本町といたしましても、今後の動向を傾注してまいりたいと考えているところでございます。

**議長（深木健宏）** 再質問を許します。

**2番（久保安正）（登壇）** 答弁いただきましたけども、生活保護の基準を引き下げておきながら、政府はそれに対して影響が出ないようにするというふうに言っているわけですね。それだったら引き下げなきゃいいんですよ。という意見を申し上げたい。質問を終わります。

**議長（深木健宏）** 答弁要りませんか。1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。2番、久保安正議員。

**2番（久保安正）（登壇）** 特別徴収税額決定通知書へのマイナンバー記載は撤廃をということで、質問をさせていただきます。

総務省は昨年12月15日付で各都道府県市区町村担当課宛てに総務省自治税務局市区町村税課名で「特別徴収税額通知へのマイナンバー記載の一部見直しについて」という文書を出しました。

その中で2018年度から、市区長村が事業所に送る特別徴収税額決定通知書について、電子的に送付する場合にはマイナンバーを記載するが、書面により送付する場合には当面マイナンバーの記載を行わないこととすると、これまでの方針を転換いたしました。

総務省はこの間、マイナンバーの記載を自治体にごり押ししてきましたが、各地で多発した誤送付、誤って送ることや、事業所での混乱、それから自治体の負担の増大などを前に、たったの1年で変更を迫られたこととなります。

皆さんご承知のように、共産党議員団は通知書へのマイナンバー記載は必要ないと、繰り返し主張してきたところであります。総務省はなぜ方針を転換したのか。どういう理由で、方針を変えると言っているのか、お聞かせをください。

また、電子的に送付する場合はこれまでどおりであること、書面により送付する場合についても当面と通知書でなっておりますが、これは問題を根本的に解決するものではありません。総務省に住民も事業所も自治体も要望していない通知書へのマイナンバー記載について完全撤廃を求めるべきと思いますが、いかがですか。

**議長（深木健宏）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** 失礼します。それでは、久保議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

給与所得に係る特別徴収税額通知書へのマイナンバー記載につきましては、先般、地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布され、議員が質問でおっしゃったとおり、平成30年度より電子的に送付する場合にはマイナンバーの記載はするが、書面により送付する場合には、当面、マイナンバーの記載は行わないこととするとされたところであります。

見直しの理由につきましては、書面による通知については誤配等が生じたことや、管理負担が大きいとの経済界等の要請を踏まえ見直されたものでございます。

また、電子的に送付する場合は、書面での送付とは違い、安全なネットワーク回線であるL G W A N回線が利用されていること、また、電子証明書も必要であり、関係者以外は開くことができず、外部に漏れる心配がないエルタックスでのやりとりであることから、これまでどおりマイナンバーを記載することとされております。

マイナンバーの記載につきましては、特別徴収義務者と市区町村の間で正確なマイナンバーが共有され、個人住民税の税務手続を通じて、マイナンバー法が目的としております公平・公正な課税につながるということが期待されるという国の方針のもと、本町におきましても総務省の通知に従い、進めてまいりたいと考えております。

**議長（深木健宏）** 再質問を許します。

**2番（久保安正）（登壇）** 答弁いただいたんですけども、マイナンバー記載について、たったの1年で方針を転換した、その理由ですけども、今部長がおっしゃい

ましたように、誤配があったということと、それから経団連ですね、いろんなところからいっぱい上がったんですけども、特に経団連から事業所の管理コストがかかるということでも言われた。したがって、あれは政府税調ですか、自民党税調でしたか、あそこで論議されて、30年度からやらないと決まった。そういう理由と報道されております。

ここでも不思議な話があります。安倍政権は、経団連とは平素からしっかりと意思疎通を図っている。報道でもよくなされますね。その意思疎通を図っている経団連からさえ、やめてくれという不評を買うような施策であるということです。

昨年三郷町の6月議会にマイナンバーが個人情報であるため、事業所への郵送を簡易書留にするということで、通信運搬費で157万7,000円の増額予算が提案されました。この件についても皆さんご承知のように、共産党議員団はマイナンバーを記載する必要はないということで、この補正予算には反対をいたしました。反対してよかったというふうに思っております。

改めてですけども、国を除いては、このマイナンバーというのを誰も望んでいない。国が言っているだけなんです、これ。こういうマイナンバーの通知というのを記載は電子的であろうと何であろうとやめなさいというふうに申し上げるべきだというふうに私は思います。答弁は結構でございます。

**議長（深木健宏）** 2番、久保安正議員の質問は以上をもって終結します。

では、3番、南 真紀議員。一問一答方式で行います。

**3番（南 真紀）（登壇）** 高齢者、障害者のごみ出し支援をとということについて質問させていただきます。

日常生活に介助や支援が必要な高齢者のほぼ半数は高齢者の単身世帯か、高齢者のみの世帯だと言われております。若い世代の同居者がおらず、近所の支援もなくて、大きなごみ袋を集積所まで運ぶごみ出しは困難という人がふえています。そういうこともあり、高齢者や障害者を初め、ごみ出しが困難という人たちのごみ出しを支援する事業に取り組む自治体が広がっております。

日本共産党県会議員団が調べたところ、奈良県内で9市5町で実施されております。家庭ごみの収集を集積所まで出すステーション方式ではなく、各戸収集を行っている市町村や、あと支援を必要とする人の生活実態を知り、支援するために声かけ、見守りとあわせて実施している自治体もあります。

お年寄りがふえている三郷町でも、ごみ出しが困難な方への支援が必要と思

ますが、町のお考えはいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

議長（深木健宏） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 南議員の1問目のご質問に収集を担当する部署からお答えさせていただきます。

最初に本町における高齢化等の状況について、ご説明させていただきます。

本年2月1日現在の、高齢化率は約30%で、町民の3人に1人が高齢者であり、平成27年度に策定いたしました人口ビジョンの独自推計によりますと、総人口の減少が進む中、12年後の平成42年には約33%、22年後の平成52年には約35%と高齢化率は増加傾向にあると予測されています。

また、平成27年の国勢調査によりますと、総人口に占める65歳以上の人口割合は約30%、世帯数を見てみると、高齢者の単身世帯が約10%、高齢者のみの世帯が約16%となっております。

さらに、平成29年度の介護保険制度の要介護認定者数は約930人、身体障害者数は約960人に上り、高齢化が進むにつれ、日常生活に介助が必要な方が増加している状況でございます。

ごみ出しが困難な方への支援の背景には、高齢化に加え、核家族化や地域のつながりの希薄化が考えられますが、町として検討すべき課題であると認識しており、本町の地域事情やねらいにあった仕組み、支援制度を検討する必要があると考えております。

支援の方法を見てもみますと、近隣でも採用されている自治体が主体となる直接支援型を想定すると、年齢や世帯構成、介護認定、障害者認定等の支援すべき範囲や、収集体制の方法などのほか、他部署との連携も整理する必要が生じてまいります。

具体的に申し上げますと、介護保険サービスにおいて、総合事業で昨年10月から訪問サービスBで15分単位のサービスを実施しており、ごみ出しのサービスもその1つとされています。また、要介護認定者や総合事業対象者になっておられない方にとっては、自費でごみ出し等が受けられる体制を社会福祉協議会と検討しているという状況でもございます。

一方、ごみ出し支援は、高齢者の異変に気づくチャンスでもあり、より多くの方々にご利用いただくには、支援制度の周知が重要になってまいります。こういった意味からケアマネジャー、民生委員、ホームヘルパーの存在が大いに頼りに

なるため、福祉部門との連携はもとより、共通の認識を持つ必要が生じてまいります。

いずれにいたしましても、先進地の状況などを勉強しながら、当町に適した方法を検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

**議長（深木健宏）** 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。3番、南 真紀議員。

**3番（南 真紀）（登壇）** しつこいようですが、西和地域で病児保育実現へということについて、また質問させていただきます。

9月議会、12月議会と病児保育実施について一般質問で質問しましたが、12月議会の答弁では、「奈良県は西和医療センターは累積赤字があり、新たな事業の実施や資産を保有することは難しいが、施設の建設場所の提供とその場所で実施する場合に限り、医師及び看護師の派遣を協力すると言っている。これらのことを受け西和7町で協議を行い、4つの方向性を検討している。そのうちのどの案で進めていくのかを協議をし、今後も引き続き、広域での病児保育実施に向け努力していきたい」とのことでした。その後、どのように進んでいるかをお答えください。よろしくお願いします。

**議長（深木健宏）** 大西健康福祉部長。

**健康福祉部長（大西孝浩）（登壇）** 失礼いたします。それでは南議員の2問目のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

病児保育につきましては、昨年の12月議会で南議員の質問に対し、西和地域での病児保育を実現するための4つの方向性について協議を進めていくと回答させていただきました。

その後、その方向性の1つである西和医療センターでの施設の設置及び運営を求めて引き続き協議を行ってまいりました。

その中で、これまでは西和医療センターで設置及び運営を行うことについては、運営法人である奈良県立病院機構が赤字運営であることや定款変更が困難であることなどの課題があり、実施が難しいとの見解でありましたが、協議を重ねた結果、運営については、事業の実施主体である町側から西和医療センターに運営業務を委託することで意見がまとまりました。

それと合わせて、医師及び看護師の派遣についても当初から協力いただけるこ

とから、運営全般を西和医療センターが行うことで、円滑な運営ができるものと考えております。

一方、施設の設置については、建設場所は西和医療センターの院内保育所に近接している空き地に建設する方向で進めておりますが、その施工については町側か、病院機構で行うかについて現在も協議中であります。

それらのことを踏まえ、今後も引き続き病児保育実施に向け、奈良県及び県立病院機構、西和医療センターと協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（深木健宏） 再質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） では、確認なんですけれども、以前は西和医療センターで病児保育は難しいということだったんですが、西和医療センターでの運営は可能になったということで、協議が進んでいるということですのでよろしいですね。

それともう1問、いつごろから開始できそうですか。よろしくをお願いします。

議長（深木健宏） 大西健康福祉部長。

健康福祉部長（大西孝浩）（登壇） それでは南議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、運営につきましては、先の答弁でもさせていただきましたが、西和医療センターで行っていただくことで意見がまとまっております。

次に実施時期につきましては、建物の建設に対して、現在国の補助金があります。その補助金の有無や募集時期によって実施時期が変わってまいりますので、現時点においてはいつから実施するといった回答は差し控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（深木健宏） 2問目の質問は終了いたしました。

3番、南 真紀議員の質問は、以上をもちまして終結します。

暫時休憩いたします。再開は午後1時からお願いいたします。

休 憩 午前11時49分

再 開 午後 1時00分

議長（深木健宏） 休憩を解き、再開します。

それでは引き続きまして、5番、先山哲子議員。一問一答方式で行います。

5番（先山哲子）（登壇） 議長のお許しを得まして、私の質問に入らせていただき



ます。

まず1問目、後発医薬品、ご存じのようにジェネリックと言いますが、の使用促進について質問いたします。

我が国における年間医療費は40兆円を超えており、高齢化と医療の高度化に伴い、この数値は毎年1兆円ずつ右肩上がりにふえていくと言われており、このままでは日本の保険医療制度そのものが維持困難になり、今まで当たり前と受けられていた医療も受けられなくなるかもしれません。2025年には50兆円を超えると予測されております。

高齢に伴い、持病で継続して医療機関にかかっておられる方もたくさんおられます。毎日たくさんの薬を服用されている方も大変多くございます。とにかくどっさり飲んで、これでご飯もちょっと減らさなあかんのちゃうかなというぐらい、どっさり飲まれている方も結構多いようです。しかも65歳以上の方はほとんどの方が2種類以上の薬を服用されているというデータが出ております。

新薬の開発にはふつう9年から17年の長い期間を要し、300億円以上の費用がかかると言われております。しかし、一定の特許期間が終わると厚労省の承認を得て、ほかのメーカーが製造、販売も可能となっております。効き目、安全性は同じで、むしろ後発のほうがいろいろ改善されて飲みやすくなるという場合も多いようです。

後発の場合は開発に3年ないし5年。費用も約1億円という短い期間で済み、その結果大変価格が安いということになっております。これはジェネリックということとは皆さんよくご存じと思います。

そこで、誰もが簡単にできる節約法の1つがジェネリックの利用ということになります。たくさんの方が利用されれば、年間1.5兆円の削減になると言われます。三郷町として、これまでにジェネリック使用促進について、どのような取り組みや啓発をされてこられましたか。お聞かせください。また、三郷町における、およその使用割合は多分わからないと思いますが、もしわかればおよそで結構ですのでお聞かせください。

**議長（深木健宏）** 大西健康福祉部長。

**健康福祉部長（大西孝浩）**（登壇） それでは先山議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

後発医薬品いわゆるジェネリック医薬品は、先発医薬品等とその有効成分、分

量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有するものとして承認されたものであり、一般的に研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて安くなっております。

ジェネリック医薬品を普及させることは、患者さんの薬剤費の自己負担の軽減を図るとともに、医療の質を落とすことなく医療費の削減ができることから、国では、ジェネリックの使用を平成32年9月までに80%とする目標を掲げております。

本町におけるジェネリック医薬品の使用状況であります。三郷町内にある薬局からの保険請求のあったジェネリックの使用割合は、平成25年度51.8%、平成26年度58.8%、平成27年度60.1%、平成28年度65.2%と、年々増加傾向にあります。

議員のご質問にあります、町のジェネリック使用促進のこれまでの取り組みといたしましては、国民健康保険の被保険者の方に対し、平成23年度から保険証発送時にジェネリックカードを同封することで啓発を行い、また、翌年の平成24年度からは先発医薬品を使っている方に、ジェネリック医薬品に切りかえた場合に削減できる自己負担額の一例を記載したジェネリック医薬品差額通知を発送しており、それらの結果が先ほどの使用状況にあらわれているものと考えております。

以上でございます。

議長（深木健宏） 再質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） 保険証を発送するときに、同じぐらいの大きさのカード、ジェネリックを使用しましょうというカード、私1回見たことあるんですけど、毎年送ってましたか。すみません、私が見落としだと思えます。

また、ジェネリックを使用した場合はこうこうでいうことを文書で送付しているということなので、私もそれは目にしたことないんです。努力はいろいろといただいているようです。私も医療機関に、本来体が丈夫過ぎるほうなんですけれど、ちょっと血圧が少し高いので、一番軽い薬をずっと継続して服用しております。

医療機関、薬局なんですけれど、ジェネリックにされますかというて聞かれたことありません。こちらから言わない限り、してもらえない。薬局によって親切なところもあるかと思いますが、やっぱり商売ですので、できるだけ薬価が違い

ますので、そういったこともあるのかなと思います。

要は、患者、我々サイドから申し入れすれば、ジェネリックの薬があれば切りかえてくれるのはもう当然だと思います。国民皆保険制度の我が国は世界で最も高い医療制度の充実を誇っているわけですが、ジェネリックシェアは先進国の中で最も低い状況であります。厚労省は平成25年促進のロードマップを策定し、27年閣議決定で、平成29年に70%以上、平成30年から32年度までの間にできるだけ早く80%以上のシェアを目標としております。

先ほど部長がおっしゃったように、平成29年6月の閣議決定で、平成32年9月までには80%のジェネリック使用目標が定められました。国のほうも努力し、いろいろと促進には力を入れている関係で、10年前はシェア率が物すごく低かったんです。それが右肩上がりにふえまして、一番最新の昨年9月の情報ではシェアが65.8%とふえております。

先ほど部長がおっしゃったように、私たちがジェネリックを使用することで窓口負担も軽くなるし、また保険財政を圧迫しない、改善にもつながるわけです。要するに自分たちにはね返ってくるということですね、使用するしないのことで。今後ともやはり町としてはジェネリック促進の啓発とか、また広報に時々掲載するなど、より一層努力はお願いしたいと思います。

また近く国民保険制度が町から県に移管され、県で統一、一括されるわけでありますので、県にはますます力を入れてほしいわけですが、町としても今後とも引き続き私たちに直接ジェネリックを使用することで関係するんだよということを今後ともよろしく啓発お願いしたいと思います。簡単にお答えいただきたいと思っております。

**議長（深木健宏）** 大西健康福祉部長。

**健康福祉部長（大西孝浩）（登壇）** それでは、先山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今後の取り組みといたしましては、これまで行ってまいりました、ジェネリックカードの送付であったり、医薬品差額通知を引き続き行うとともに、ジェネリック医薬品が先発医薬品と品質、有効性、安全性において同等であることを住民の方々に対し、町広報やホームページを通じて啓発をしていきたいと考えております。

また、ジェネリック医薬品の普及促進には、医師や薬剤師の皆さんの協力が必

要不可欠であります。今後医師会等の協力が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（深木健宏）** 1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。5番、先山哲子議員。

**5番（先山哲子）（登壇）** 次に、「童謡のまち」宣言について質問させていただきます。

私が今年の6月議会におきまして、きらきらぼしの作詞家で児童文学作家の武鹿悦子さんが在住されておられるということで、図書館にもきらきらぼしの歌碑も設置されました。また町長みずから制作された水車小屋も駅の前に建っております。三郷町のPRのためにも、「童謡のまち」宣言をしてはどうかという一般質問をさせていただきました。

森町長からは童謡のまち、どうよと言われて、私も動揺いたしました。前向きに検討いただき、今年は童謡100周年の記念の年でもあります。4月に「童謡のまち」宣言の運びとなり、大変喜ばしいと感謝も申し上げたいと思います。

また、4月21日の式典にはコンサート等実施されるかと思いますが、内容についてお聞かせください。また今後はどのようにされていくのか、宣言だけで終わるのか。先ほど町長が平成30年度には、その宣言に絡み、いろんな事業も計画をしておられるとおっしゃいましたが、これから詳細はいろいろと検討されると思います。どういった考えをおおよそ持っておられるのか大ざっぱで結構ですので、お聞かせいただきたいと思います。

**議長（深木健宏）** 加地総務部長。

**総務部長（加地義之）（登壇）** 失礼します。それでは、先山議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

議員のご質問のとおり、本町には、童謡「きらきらぼし」の作詞家で児童文学作家として著名な武鹿悦子先生が在住されており、また本年は童謡100周年という記念すべき年であることから、本年4月1日に「童謡のまち」を宣言する議案を本定例会に上程させていただいているところでございます。また、その宣言を記念いたしまして、4月21日土曜日には記念式典を開催する予定となっております。

ご質問の記念式典及び童謡コンサートの内容につきましては、記念式典を第1

部とし、第2部に童謡コンサートを行う、2部形式としております。第1部の記念式典は、午前9時に開会し、「童謡のまち」宣言、ロゴマークのお披露目、武鹿先生のご祝辞等を予定しております。そして、第2部の童謡コンサートでは、武鹿先生や星の会、三原剛さん、町内協力団体の方々にご出演いただき、また、その中で武鹿先生の新作も披露することを考えております。

また、本式典を皮切りに、さまざまな事業を予定しております。今後、童謡が、子ども達はもちろんのこと、全町民に響き渡るよう、あらゆる機会を捉えて、きらきらぼしや新作曲等を流しまして、周知を図ってまいりたいと考えております。

また、童謡事業は将来に向けた継続的な事業であります。教育文化的な側面からハード・ソフト両面での事業を展開し、今後、三郷町の児童文化の風土を創造する「童謡のまちづくり」を町全体で、取り組んで参りたいと考えております。

以上でございます。

**議長（深木健宏）** 再質問を許します。

**5番（先山哲子）（登壇）** 「童謡のまち」宣言したからには、町内外にもPRして三郷はすばらしいということをPRしていただいて、また町の活性化にもつながればいいかなと思います。旗を振っただけでパフォーマンスには終わらないということに安心いたしました。

そこで、童謡のまちどうよとおっしゃった町長にお答えいただきたいのですが、ご存知のように星の会は武鹿先生が在住ということで十数年前に七、八人で発足され、一緒に活動を今日までされてこられました。それは皆さんご存知のように、大変好評で武鹿先生とのいろいろなお話も、西條八十とのかかわり合いとかいろいろ楽しいお話も聞かせていただいたりして、毎年皆さん楽しみにしておられます。

今後はいろいろな事業、宣言したからにはほかのこともなさると思いますが、星の会も1本の柱としてなくしてはならない存在だと思います。それについて、そのメンバーの方たちは皆さんプロの方で、音楽を生業としていらっしゃいます。遠く、奈良市とか大阪からいらっしゃって、その打ち合わせにも仕事を休んで来られますし、またコンサートの当日は午後からコンサートでも午前中ゲネプロがありますので、1日拘束されて、交通費を初め、全て手弁当で持ち出しで来られているということを以前から聞いております。

やっぱりその人たちにも活動いただきたいためには、営利を目的としていらっ

しゃらない場合は、やはり幾らかの経費ぐらいいは出していただけたらいいのにな、  
存続する上にもね。そのために補助をされるとか、また星の会だけではないです  
よ。いろんな事業に対して予算取りをされるのかどうか。その辺のあたり町長に  
見解をお聞きしたいと思います。

**議長（深木健宏）** 森町長。

**町長（森 宏範）（登壇）** 失礼します。先山議員の再質問にお答えさせていただき  
たいと思います。

先ほどから何遍も出てきていますように、三郷町を童謡のまちにどうよという  
のは、もう笑いませんよね。これを合い言葉に去年の6月議会以降頑張ってまい  
りました。先ほど総務部長が申しましたとおり、4月1日に宣言、そして4月2  
1日は大きなイベントをさせていただきます。議員各位の皆様のご出席をよろし  
くお願いいたします。

そんな中で、先ほどちょっとだけスケジュールは来年度の予定だけを申しまし  
たけれども、30年度だけではやはりこれが一過性のものになるので、やはり年々  
ずっと続けていかなければなりません。一遍に30年度でやってしまうのもどう  
かなと思いましたので、長い計画でのスパンでスケジュール化を今後していきたい  
なと思います。そして、いろんな案をいろんな方々からいただくということで  
やっていきたいと思っております。

そして、先ほどの質問の本題でございますけれども、星の会さんがいろいろと  
頑張らせていただいている。そして武鹿悦子さんのことをずっと伝えていただい  
ていることは本当に私も感謝しているわけでございます。星の会のみならず、三郷  
町には町を活性化しようとしていただいている団体がたくさんございます。それ  
もボランティアでやっていただいているところもたくさんあるわけでございます。

そういうところも含めまして、今後補助金を出すことができるのかどうか、検  
討をしていきたいなと思います。そして、できたら、どこかで基金をつくりまし  
て、ふるさと納税でいただいた基金をそこへ若干ですけれども集めて、そこから  
出していけるような方式がとれないかどうか、これも含めて検討してまいりたい  
と思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**議長（深木健宏）** 2問目の質問は終了いたしました。

5番、先山哲子議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、8番、辰己圭一議員。

8 番（辰己圭一）（登壇） それでは議長のお許しをいただきましたので、通告書のとおり、職員提案制度の導入について、一般質問をさせていただきます。

これは以前からちょっと考えていたことなんですけども、ふだんの会話の中で、町の職員さんとお話していて、ちょっとこんなことをやってみたいとか、あんなことを改善したほうがという意見をちらほら聞いている中で、僕自身いろいろと職員さん意見を持っておられるんだなというふうに感じていることがありまして、それぞれのその意見やアイデアを何か形にできる方法はないものかなと思って、探していたんですけども、ホームページとかいろいろ見ていたら、職員提案制度というものがあつたんですけども、これは既にさまざまな自治体で早いところであれば昭和の時代からやられているところもあつて、斑鳩さんとかはもう昔にやられていて、今現在はこういう制度はやっていないということを言うておられましたけども、この制度はどういった制度かといいますと、既存事業や業務などに関する改善もしくは新規事業の企画など、町職員が日常業務を通して得たアイデア、意見から改善提案を募りまして、町の行政に生かすという制度なんですけども。

これはその制度を取り入れるだけではなくて、例えば優秀な提案やすばらしいアイデアを出された職員さんに対して、報奨や表彰式の間を設けるなど、インセンティブを与える必要もあるのかなと思っておるんですけども、こういった制度ができることで、職務に対して職員に主体的な意識ややりがい生まれ、モチベーションアップ、職場の活性化につながると思います。そして何よりその結果、町民のサービス向上にもつながっていくものだと考えております。

ぜひこの三郷町でも独自の提案制度を考えていただき、導入されては思うのですけども、町としての考え方をお聞かせください。よろしく申し上げます。

議長（深木健宏） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） それでは辰己議員のご質問にお答えさせていただきますと思います。

今回、議員よりご提案いただきました、職員提案制度につきましては、既に多くの自治体で、それぞれ工夫を凝らした制度が導入・運用されております。

本制度の導入は、職員の創造力、研究心及び町政運営への参加意欲の高揚を図り、その結果、行政運営の効率化と住民サービスの向上につなげることが目的となっております。提案の種類や内容につきましては、主に新たな制度の創設に関

するものや現行制度の改善に関するもの、住民サービスの向上や業務の効率化、経費削減等につながるもの、その他行政運営上、特に有効であるもの等、多岐にわたっております。

本町におきましても、人口減少や少子高齢化が進み、財政状況も厳しさが増すことが予測される中、多くの部署や職員からの具体的かつ建設的な提案は必要であり、議員ご指摘のとおり、本制度を活用することで、職員のモチベーションアップや職場の活性化、ひいては、住民サービスの向上につながっていくものと考えております。

しかし、既に実施している自治体においては、改善策まで求めると、課題認識があってもハードルが高く、提案しにくいであるとか、提案の検討状況や、採用した提案の実現過程が不明確であることから、提案者に不信感が募り意欲が下がる等の問題があるようです。

これに対し、課題だけの提案ができるように改善を行ったり、また、検討が長期にわたるような場合は、経過を公表し、提案に対応する所管課が実施計画を策定し、実現過程を明らかにする等、制度の見直しを行っております。

本町でも、森町政がスタートした時点から、町政に対する意見やアイデアをどんどん上げてきてほしいという周知は行われてきたものの、しっかりとした制度として確立ができていないのが現状であります。

このことから、本町におきましても、職員が感じている問題やアイデアを提案することによる、事務の効率化や、住民サービスの向上、そして、職員の事務事業改善に対する意欲の向上にもつながるものと思われることから、今後、先進事例を参考に、本制度導入の検討をしてまいりたいと考えております。

**議長（深木健宏）** 再質問を許します。

**8番（辰己圭一）（登壇）** ただいま加地部長からすばらしいご答弁をいただきましたけども前向きに検討していただけると理解してよろしいでしょうか。ありがとうございます。もし、この制度ができて、各職員が実際提案した内容が町の事業であったり、業務の進め方であったり、そういったことが採用されて、実際にそれが行われて、なおかつ評価される。こういったことは、これほど本当に職員さんにとってもやりがいを感じることは本当はないだろうと思いますし、私自身やっぱりどんなアイデアが出てくるのかな、どんな意見が出てくるのかなって、考えただけでやっぱりちょっとわくわくもしたりするんで、この職員提案制度、町



民にとってもそうですし、町にとっても本当にプラスになることだと思いますので、導入の方向で考えていただきますようよろしくお願いいたします。私の一般質問を終えたいと思います。

ありがとうございました。

**議長（深木健宏）** 8番、辰己圭一議員の質問は以上をもって終結します。

それでは6番、佐野英史議員。

**6番（佐野英史）（登壇）** では、議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

質問事項としまして、保幼小連携の現状についてという形で質問通告をさせていただきます。

冒頭にも森町長のほうから説明がありましたように、この4月から子育て支援のワンストップ化を目指して、子育て世代の包括支援センターを設けて、住民サービスの向上を三郷町としても図ってまいりたいと考えております。

この子育て支援のワンストップ化というのは、それまでは福祉部局だった保育園等と、もう1つは教育委員会部局であった、幼稚園、小学校、中学校との連携をさらに密にして、子育て世帯の方々の利便性の向上を図っていききたいという施策ですけれども、現状ではこの保幼小連携についてはどのような連携、交流をしているかお聞かせください。

もう1つ、この連携、交流が進むと円滑な進学、進級が実現しやすくなって、保護者の方々、あるいは子ども、現場の先生方の不安も小さくなると思いますので、教師、保育士、幼稚園の先生の交流や相互研修は現状はどうなっているかお聞かせください。

**議長（深木健宏）** 窪教育部長。

**教育部長（窪 順司）（登壇）** 失礼します。佐野議員のご質問にお答えさせていただきます。

最近、小1プロブレムや中1ギャップといった言葉をよく耳にします。内容は小学校に入学した新1年生が学校生活や学習になじめない状況が続いたり、中学校に入学した新1年生の生徒が環境の変化や学習について行けず、不登校などになるといったケースが報告されています。

そのような中、本町における保育園・幼稚園・小学校・中学校の連携の状況でございますが、小学校へ就学を控えた子どもたちがゲームや体操などを通じて一

緒にふれあいを広める保幼交流会や、中学校の教員が小学6年生の授業を見学したりする小中交流会を実施しています。

また、教職員間では、校園長会・教頭会などを定期的を開催して情報の共有化を図っているほか、保幼小中連絡会では、翌年度に入学する児童生徒について、教職員間での引き継ぎや情報交換などを行うとともに、特別支援教育担当者連絡会では、就学予定者の個別支援計画や教育相談について連携を密にしているところであります。なお、教職員間研修といたしましては、公開授業なども開催をしております。

そして、新たな取り組みといたしまして、ICT機器を活用して小学校教育と中学校教育の円滑な連携や、教育体制の見直し、義務教育9年間の教育課程の見直しなど、小中一貫教育の検討を平成30年度に行うことといたしました。

さらには、ご承知のとおり、本年4月より子育て支援サービスの向上とワンストップ化を目指し、住民サービスがより円滑に提供できるよう、新たにこども未来創造部を創設をいたしてまいります。

そして、当該部局のこども未来課には、専属の保育園・幼稚園などの子育て支援に関する相談員を置き、小学校、中学校とも連携を深めるとともに、子どもの学びの連続性を確保しつつ、家庭や地域、各関係機関とのつながりを大切にしながら、子どもたちの円滑な進学・進級と、適正な就学指導に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（深木健宏）** 再質問を許します。

**6番（佐野英史）（登壇）** 今、部長から答弁がありましたように、幼稚園、保育園、保育所から小学校に入学するときに勉強について行けない、生活について行けないという形のギャップがあるということは以前から言われておりまして、事あるごとに、この連携の必要性というのは政府のほうでも問題にはなっていたんですけども、特に2009年に保育所の保育指針と幼稚園教育要綱というのが改定施行されたことによって、平成20年代から特に国のほうでも縦割りの行政を破って行って、厚生労働省、文科省が一緒になって、この保幼小連携については進めていっているようです。

奈良県では、平成28年の10月に地域振興部教育振興課に幼児教育センターが設置されて、今モデル事業として大和郡山市や天理市、宇陀市、川西町、吉野

町で幼保連携の促進についての研究活動というのが進められているようです。

三郷町の場合は、中学校1つ、小学校2つ、ちっちゃな町ですので、先生方もすぐに顔を合わせられて、ふだんの行政事務でも顔を合わせていると思いますので、特に大きな組織とか、あるいはそういう会議とかを設けなくても自然に連携ができると思います。そういう意味では、三郷町の場合は今、既に行われている連携、交流活動をベースに奈良学園大学の教育学部と、ともに連携をしながら三郷町が独自に、三郷町に合った形の幼保連携の幼保小連携事業を進めていただきたいと思います。

以上です。

**議長（深木健宏）** 6番、佐野英史議員の質問は、以上をもって終結します。

これをもって一般質問を終結します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

明日からは各委員会で審査を願うわけですが、各位にはよろしく願いいたします。

本日は、これをもって散会します。ご苦労さまでございました。

散 会

午後 1時38分